

設計変更ガイドラインの策定について

1 目的

国では、平成 26 年 6 月の改正品確法の施行を受け、公共工事の品質を将来に渡って確保するため、建設業の中長期的な担い手を育成・確保することが明記され、「発注者責務の明確化」として、「計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更」が示されました。

長野県では、長野県の契約に関する条例を平成 26 年 4 月に施行し、「持続可能で活力ある地域社会の実現」に向けた「県民の安全・安心のために活動する事業者の育成」など、建設工事における県及び契約の相手方の責務を明らかにしています。

こうした背景のもと、長野県では、受・発注者間の変更手続が円滑かつ適切に行われるよう、設計変更に関する運用指針として、設計変更ガイドラインを策定します。

2 内容

(1) 設計変更ガイドライン

受発注者間の変更手続が円滑かつ適切に行われるための設計変更に関する運用指針

- ・ガイドラインは、契約の一事項として扱うこととし、「現場条件説明事項、施工条件明示事項」にその旨を記載する。
- ・新規取組として、設計変更の指示にあたって、「概算金額の記載」を行うこととする。

《ガイドラインの項目》

1. 設計変更ガイドライン策定の背景と目的
2. 設計変更ができないケース
3. 設計変更ができるケース
4. 条件明示等に関する設計変更
5. 工期に関する設計変更
6. 設計変更に関わる資料の作成
7. 条件明示について
8. 指定・任意の使い分け

(2) 設計変更ガイドライン事例集（案）

受・発注者から収集した過去の設計変更事例に適否、補足説明を加えた参考資料

3 対象工事

長野県環境部、農政部、林務部、及び建設部（土木）発注の土木工事

4 適用日及び公表方法

- (1) 適用日：暫定版 平成 28 年 4 月 1 日適用（平成 27 年度末策定）
(完成版 平成 28 年度末策定)
- (2) 公表方法：長野県 HP で公表